

◎小規模畜産農家については、管理基準が適用になりません。

◆飼養頭羽数が

牛、馬 10 頭未満
豚 100 頭未満
鶏 2,000 羽未満

の畜産農家は適用外となります。
家畜排せつ物を適正に管理する重要性は同じ
ですので適切に管理しましょう。

2 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

① 基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

② 都道府県計画の作成

県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

③ 金融上の支援措置(施設整備計画の認定と融資)

- ・畜産業を営む者が作成する施設整備計画を県知事が認定
- ・認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫資金（畜産経営環境調和推進資金）の融資

◎税制上の特例措置

① 所得税・法人税（国税）

畜産業を営む者が新設する堆肥化施設等について、青色申告する場合、その取得額の16%（平成11年度現在）の特別償却ができます。

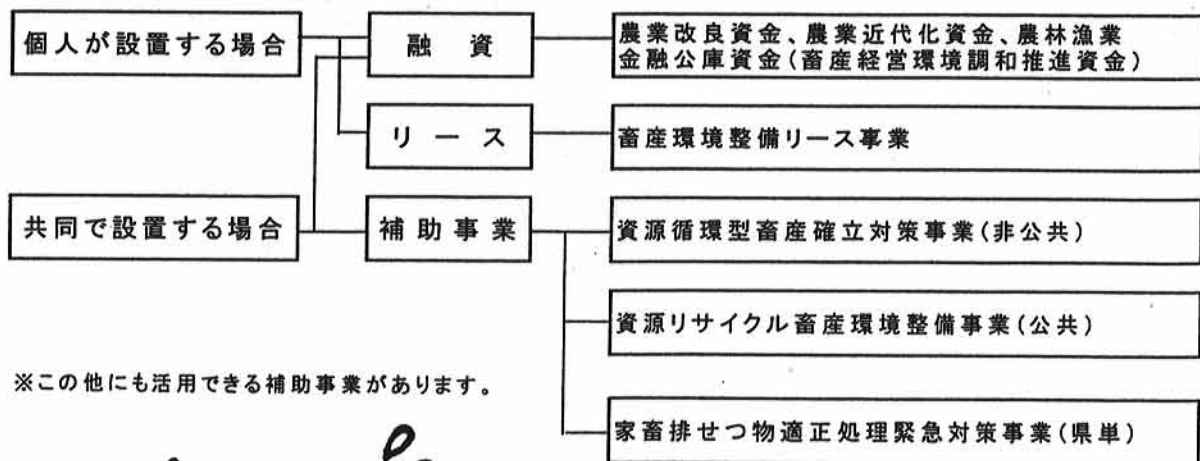
② 固定資産税（地方税）

畜産業を営む者が新設する堆肥化施設のうち、平成11年11月1日から平成16年3月31日までに取得したものについて、取得後5年間課税標準が1/2に軽減されます。

なお、市町村に申告する際には施設が管理基準を満たしているかどうかの農林水産大臣証明書を添付する必要があります。

証明書の交付については、もよりの支庁・地方事務所（農業振興課）にお問い合わせください。

3 家畜排せつ物処理施設の設置に対する助成制度



※この他にも活用できる補助事業があります。

